

秋田公立美術大学授業料の未納者に係る除籍の手続きに関する細則

平成27年8月5日

規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第44条第3号に規定する除籍について必要な事項を定めるものとする。

(除籍手続きの開始)

第2条 学長は、公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第82号）別表第1に規定する授業料について、前期にあつては8月末日、後期にあつては2月末日までに完納しない学生に対して、第5条に定める除籍の手続きを開始するものとする。

(除籍手続開始予告通知)

第3条 学長は、学則第44条第3号に該当するおそれのある学生およびその保証人に対し、除籍の手続き開始を予告する旨の通知を、前期にあつては8月10日、後期にあつては2月10日に行うものとする。

2 前項の通知は、別記様式第1号により、配達証明付き一般書留郵便をもって行うものとする。

(除籍手続き開始通知)

第4条 学長は、学則第44条第3号に該当した学生およびその保証人に対し、除籍の手続きを開始した旨の通知を、前期にあつては9月初日、後期にあつては3月初日に行うものとする。

2 前項の通知は、別記様式第2号により、配達証明付き一般書留郵便をもって行うものとする。

(除籍の手続き)

第5条 学務委員会は、速やかに第2条にかかる学生の除籍について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(除籍の決定)

第6条 学長は、前条の除籍にかかる報告を受けたときは、当該学生の除籍を決定し、当該学生およびその保証人に対し、除籍の通知を行うものとする。

2 前項の通知は、別記様式第3号により、配達証明付き一般書留郵便をもって行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、除籍の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年8月5日から施行する。

(令和2規程23・一部改正)

(令和2年度の除籍手続きの開始等の特例)

2 令和2年度の除籍手続きの開始等における第2条から第4条までの規定の適用については、第2条中「8月末日」とあるのは「9月10日」と、第3条中「8月10日」とあるのは「9月3日」と、第4条中「9月初日」とあるのは「9月11日」とする。

(令和2規程23・追加)

附 則 (平成30年3月30日規程第4号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月30日規程第23号)

この規程は、令和2年7月30日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

秋公美 第 号
年 月 日

様

秋田公立美術大学
学長 印

授業料未納に伴う除籍手続きの開始予告について（通知）

_____様（学籍番号_____）の _____年度の（前期・後期）授業料_____円について、 _____年 月 日現在、完納されておられません。督促状または催告状に記載した納付期限までに全額納付されない場合は、秋田公立美術大学学則第44条に定める除籍について手続きを開始することとなりますので、通知します。

なお、この通知書と行き違いに授業料を納付されている場合はご容赦くださるようお願いいたします。

参考）秋田公立美術大学学則（第44条第3号に該当）

第44条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを除籍することができる。

- (1) 第21条に規定する在学年限を超えて在学する者
- (2) 第39条第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

別記様式第2号（第4条関係）

秋公美 第 号
年 月 日

様

秋田公立美術大学
学長 印

授業料未納に伴う除籍手続きの開始について（通知）

_____様（学籍番号_____）の _____年度の（前期・後期）授業料_____円について、 _____年 月 日現在、完納されていないことについて、秋田公立美術大学学則第44条に定める除籍について手続きを開始しましたので、通知します。

なお、この通知書と行き違いに授業料を納付されている場合はご容赦くださるようお願いいたします。

参考）秋田公立美術大学学則（第44条第3号に該当）

第44条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを除籍することができる。

- (1) 第21条に規定する在学年限を超えて在学する者
- (2) 第39条第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

別記様式第3号（第6条関係）

秋公美 第 号
年 月 日

様

秋田公立美術大学
学長 印

除 籍 通 知 書

秋田公立美術大学学則第44条に基づき、下記のとおり除籍したことを通知します。

記

1 除籍した学生の学籍番号 _____

2 除籍した学生の氏名 _____

3 除籍理由

授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しなかったことによる
(秋田公立美術大学学則第44条第3号該当)

4 その他

除籍後も、未納分の授業料については納付いただくこととなっておりますので、ご了承ください。

